

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものである。

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（令和元年9月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条中「又は期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条の2 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）であつて、基準日の属する会計年度内において任期が6月以上であるもの（複数の任期を通算した場合に6月以上と

なる者を含む。) (これに準ずる者として規則で定める者を含む。) には、当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、市長が定める日に勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給割合等を勘案し、規則で定める。
- 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第16条第5項において読み替えて準用する給与条例第15条の2及び第15条の3の適用を受ける職員の例による。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。